

老発 0331 第 7 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（通知）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるほか、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 125 号。以下「改正告示」という。）が令和 5 年 3 月 31 日に告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用される。

改正省令及び改正告示の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、電子申請・届出システムに関する Q&A 等については、近日中に事務連絡においてお示しする予定である。

記

第 1 改正の趣旨

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、令和 4 年 11 月 7 日に、「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会取りまとめ」が公表され、

- ・ 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について、国が示している標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること
- ・ 「電子申請・届出システム」の使用を基本原則化し、令和 7 年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則に「電子申請・届出システム」について明記すること

等の所要の法令上の措置を行うこととされた。

これを受けて、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数（平成 12 年厚生省告示第 30 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）、厚生労働

大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成 20 年厚生労働省告示第 273 号）及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）の一部を改正するもの。

第2 改正の内容

（1）介護保険法施行規則の一部改正（改正省令関係）

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

（2）指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正（改正告示関係）

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費算定に係る体制等についての届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの届出は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

第3 施行期日等

（1）施行期日及び適用日（改正省令附則第 1 項及び改正告示附則第 1 項関係）

令和 6 年 4 月 1 日

（2）経過措置（介護保険法施行規則附則第 43 条関係）

第 2（1）イは、申請等を受理すべき都道府県知事又は市町村長が、「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了するまでの間、事業所又は施設が当該都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等について適用しないこと。この場合において、当該都道府県知事又は市町村長は、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、当該準備を完了しなければならないこと。

（3）経過措置（改正省令附則第 2 項関係）

改正省令の施行の日前に行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長に受理された申請等については、改正省令による改正後の介護保険施行規則の規定により行われた申請等とみなすこと。

(4) 経過措置（改正告示附則第2項及び第3項関係）

ア 改正告示の適用の日前に行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長に受理された届出については、改正告示による改正後の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなすこと。

イ 都道府県知事又は市町村長が、「電子申請・届出システム」による届出の受理の準備を完了するまでの間、当該都道府県知事又は市町村長に対して行う届出については、第2（2）イを適用しないこと。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、令和8年3月31日までの間に、当該準備を完了しなければならないこと。